

おりひめ子育て支援臨時特別給付金のご案内 (交野市独自施策給付金)



子育て世帯の生活を支援するために
一時金を支給します！



はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、**改めて申請は不要です。**

※希望しない場合等は、期限までにご連絡ください。

1. だれがもらえるの？(支給対象者)

国制度「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」を交野市から受給する人です。

※令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(特例給付を除く。以下同様です。)を受給している方です。

※国制度「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」を受給拒否された方は対象外です。

2. いくらもらえるの？(給付額)

対象児童1人につき、1万円です。

3. いつもらえるの？(支給時期)

対象の方には、7月中に支給予定です。詳しい日程は決定次第ホームページでお知らせしますので、ご確認ください。

4. どんなかたちでもらえるの？(支給方法)

国制度「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」を支給した口座に振り込みます。

【ご注意ください】

※指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、お早目にご連絡をお願いします。

※上記につきまして、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、おりひめ子育て支援臨時特別給付金が支給されませんので、令和2年12月末までに必ずご対応をお願いします。

【お問い合わせ】 交野市役所 子育て支援課 支援係
電話：072(893)6406